

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第26号令和6年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

2番八神議員。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。3ページ、20ページの債務負担行為補正と戸籍総合システム運用業務委託料についてご質問を3点させていただきます。令和5年度に仕様書の公表が3回あり、公表が遅れたため構築が延びるとお聞きしましたが、その3回とはいつごろ公表されたものでしょうか。次に標準システムの構築が令和7年までとなり1年延びると思うのですが、債務負担行為の期間、保守期間となると思うのですが、こちらに変更はないのでしょうか。もう1点戸籍総合システム運用業務委託料の内容を再度もう少し詳しく教えていただけると助かります。

続きまして、24ページ塵芥処理費について御質問いたします。砂子の尾崎に2カ所設置するとお聞きしました。完成はいつごろになるのかを御質問いたします。

続きまして28ページのコミュニティ助成事業交付金。これ自主防災事業費と記載があるので自主防災に使われるものかと思うのですが、どこの地域の自主防災で何を買う予定かを御聞きします。以上です。

○住民課長（立松 修君）

まず仕様書の公表の時期についてでございます。一番最初が令和4年8月末に最初の仕様書が公表されております。その後令和5年8月末、令和6年1月末、令和6年3月末と改訂版が公表されております。

次に保守期間につきましては、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間となります。

続きまして運用業務委託料の内容につきましては、標準システムの構築費として2798万4000円、6年度に係る保守の料金46万2000円あわせて2844万6000円となっております。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

可燃ごみ置場の完成予定でございますが9月ごろの予定をしております。よろしくお

願いいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

自主防災事業費に関してですが、どの地域でということに関しましては馬島になります。何をということに関しましてはヘルメット、名前入りのヘルメット16個、イージーアップテント、簡単テントですねが1張、これも文字入りです。あと発電機を1台。以上になります。

○2番（八神太紀君）

3ページ、20ページの債務負担行為について再質問させていただきたいんですけども、今回の減額分の1551万円が補正前の877万8000円にプラスされている形となると思うんですが、当初予算で債務負担行為の内容が運用保守だったと思うんですが、そこに今回のシステム構築費分がプラスされる形になると思うんですが、運用保守とシステム構築では別業務だと思うのですが、同じ債務負担行為でいいのかを再度質問させていただきます。

もう1点次に、24ページの塵芥処理費のほう9月ごろとお聞きしましたが、工期のほうはどのようなスケジュールになっているのかをお聞きします。

○住民課長（立松 修君）

標準システムを構築した業者がそのまま運用保守を行いますので、一体の業務であるということで同じ契約で行いますので、債務負担も同じ債務負担という形になります。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

スケジュールの関係ですね、このあと議会通りましたら指名審査会、そのあと入札、契約、部材の調達で2週間くらいということ、工期につきましては1週間くらいでできるということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず3ページ、戸籍住民登録費の戸籍総合システム運用業務委託料の債務負担行為でございますが、もともと何を目的に総合システムにこのような運用業務を委託しているのか。国の施策の一環だと思うんですが、なぜやるのか。なぜ何をやるのかというのをお聞きします。

また、何回も仕様書が改定されていますがそれってどのような内容に変わってきているのか。最終的に間に合うのかどうか。全国一斉でやらなきゃいけないことだと思うんですが、それに間に合うのかどうかをお聞きします。

次に3ページと17ページ18ページどちらも該当することですが、道路ストック対策事業債と砂子防災公園事業債、この二つ、もともとどういう補助率でどれくらい交付税措

置率で考えていたのが変わってきたのか、予定と結果、補助率と地方交付税の措置の充当率、その二つをお答えください。

あと27ページ28ページですが、海部東部消防組合負担金で新庁舎の地質調査、議案説明のときに地質調査とお聞きしたんですが、そこらへんももう少し詳しくお示してください。

○住民課長（立松 修君）

戸籍総合システム運用業務委託料のそもそも何をやるのかというご質問でございますが、もともと今の戸籍システムの運用保守が令和6年12月末で契約が満了となります。そのため次期戸籍システムの更改・構築が必要となってまいります。その構築にかかる費用と新たなシステムの運用保守を戸籍総合システム運用業務委託料として計上しております。

〔「国の施策としては」の声あり〕

○住民課長（立松 修君）

そうです、もともとはシステムの標準化というものを7年度末までに標準化を進めるようにということで国が示しておりますので、それに合わせて標準システムを構築するという作業になります。

続きまして、仕様書の内容でございますが、最初の改定の令和5年8月末の仕様書は法改正対応ですとか、火葬許可や人口動態の戸籍に係る業務が盛り込まれました。令和6年1月末の仕様書につきましては、戸籍の附票で法改正対応等が盛り込まれております。3月末の仕様書におきましては、機能要件・帳票要件で改定がございました。以上です。

次に7年度末に間に合うのかというお話でございますが、順次仕様書を精査し、今後進めていくことになると思いますので7年度末までに完了させる予定で進めていきます。以上です。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

それでは道路ストック対策事業と砂子防災公園の整備の事業について補助率、内示額等をお伝えさせていただきたいと思います。まず、道路ストックの舗装修繕でございます。国の内示の補助率ですけれども、約50%以内というふうに定められております。国費の内示率のほうですけれども、要望額に対して26.67%となりました。起債のほうですけれども、公共事業等債ということで90%の充当率となります。

続きまして、公園のほうでございます。公園のほうは用地と工事費に2つ分離されますので、まず用地のほうから申しますと内示率が3分の1、補助率ですね、補助率が3分の1となります。それに対しまして内示率のほうが80%、ごめんなさい98.68%となります。当初ですので公共事業等債のほう活用してございますので充当率は90%となります。

続きまして、工事のほうでございます。工事のほうの補助率のほうが2分の1となります。それに対しまして要望額に対しての内示率が80%となっております。当初でございますので公共事業等債のほう、充当率90%となっております。以上です。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

海部東部消防組合の負担金の内訳でございます。提案説明させていただきました地質調査業務委託のほか、測量業務委託、不動産鑑定評価業務委託、アスベストPCB調査業務委託、発注者支援業務委託、あと有識者謝礼以上になります。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

まず、戸籍の総合システムに関してでございますが、何回も仕様書を国のほうが改定をしてきているのですが、最終的な改定は出てる、終わってるということなんでしょうか。また仕様書の改定が出たらやり直しをしなきゃいけないと思うんですけども、そこら辺どうなっているのか。また目的としてシステムの標準化、全国的に標準化ということはどここの市町村でも同じシステムになるということなんでしょうか。

次に道路ストックと砂子防災公園ですが……

○議長（松本英隆君）

吉原さん、ページ数を言って。

○11番（吉原経夫君）

ページ数は26、27ですが、道路ストックは補助率50%の内示率で26.67ということで、補助が受けられなかった部分に関して起債を90%かけると、ほかでもそうですが補助を受けられなかった部分に関してすべて10%受けられないからそれは町費でやる。あと、90%起債かけて交付税措置、ちょっとお答えがなかったんで交付税措置はどうなるんでしょうか。

○住民課長（立松 修君）

仕様書の最終確定版ですが現時点ではまだ公表はされておられません。あと、どこの自治体でも同じシステムになるかということですが、必ず実装しなければいけない機能要件とか帳票要件というのはございますので、それにつきましては全国共通のものになると考えております。以上です。

○財政課長（富田伸司君）

交付税の参入確認についてでございます。まず道路ストック対策事業債でございますが、当初はおおよそですが500万円。補正後ですが130万円ということになります。また砂子防災公園整備事業債につきましては、当初おおよそ3100万円程度を見込んでおりましたが、補正後につきましては2600万円ということになりますのでよろしく願います。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○11番（吉原経夫君）

議長。

○議長（松本英隆君）

11番吉原さん、3回目です。

○11番（吉原経夫君）

3回目ですが、3ページの戸籍総合システムに関して最終的な確認、仕様書の確認は公表されていない。最終版ができてなくてシステム改修できるんですか。だってつくっていても違う確認書が来たらつくり直さなきゃいけないと思うんですが、そこは全国的にも同じだとは思いますが、そこは大丈夫なのかと。これは国の施策ですが。

2点目、26、27ページちょっとわかりにくいんですが、結局国庫補助があってそれ以外残った部分が町でやらなきゃいけない。その町でやる部分に関して起債をかける。で、起債のやり方によって地方交付税交付金の充当率が違ってくると思うんですけどもその金額というか充当率はどのように変わるんですか。

○住民課長（立松 修君）

最終版が出てないのに改修が進められるのかというご質問ですが、改定版というのはおおよそ追加の機能、機能が追加されるっていうものが主な内容になっていますので、機能を追加するという作業ですので、追加することが出来ますので改修は進められると考えております。以上です。

○財政課長（富田伸司君）

起債の充当率でございますが道路ストック対策事業債、砂子防災公園事業債ともに充当率は90%でございます。交付税算入につきましては充当率90%の内、財源対策債分40%の歳入50%分が交付税算入の額という計算になりますのでよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。まず3ページ、地方債補正ということで今回砂子防災公園整備費事業債、こちらの国庫補助金内示額の減少に伴い一般事業債の起債を新たにしていますが、こちらにつきまして先に発行しております砂子防災公園整備事業債と、こちらの一般事業債について借入先等々3%以内で利率は有利なところを選択するということを書いてありますが今、借入先の変更や利率の変更等はあるのでしょうかということが1つ。

もう1つは24ページ、ごみ置場設置工事。こちらにつきまして水路上に鉄板を敷いてごみ置場を設置されるということで伺っておりますが、今一度フェンスでしたりとか安全対策、またごみの散乱などに伴う対策などについて少し今の段階で構想がございまし

たら教えていただきたいです。

続きまして25ページ26ページ、26ページですね。道路ストック修繕事業費ということで、こちら工事事業費縮小に伴って工区が減少したと思うんですけども幾つかある工区のうち減少した、もしくは残したといいますか減少分で減らしたものについて幾つかある工区の内、なぜその工区を選んだのか。どのような理由で工区を選定したのかというものについて選定の仕方について教えていただけたらと思います。以上です。

○財政課長（富田伸司君）

まず3ページの地方債補正に関してなんですが砂子防災公園事業債ですけれども、こちらは国費の社会資本整備総合交付金の内示率が下がったということで減額しておるものでございますが、こちらの借入先は財政融資資金であります。交付金下がった分、一般財源の持ち出しが出てくるわけですが、その分の追加としまして一番下の表にあります一般事業債を借り入れるわけですが、こちらの借入先は市中銀行ということで銀行さんで一番安いところに借りるという形になります。また利率につきましては借り入れるときの利率ということになりますのでよろしくお願いいたします。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

可燃ごみ置場、安全対策ということなんですがフェンスを三方設置をいたしまして落ちないようにということでございます。また散乱防止につきましては、黒いネットをかぶせまして散乱防止に心がけたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

道路ストック修繕業務でございますけれども、当初4カ所予定してございました。各箇所とも舗装が傷んでいるということで予算のほう計上させていただきましたが、先ほど言われたように国費の内示等ございまして、この4カ所の内、最も舗装の傷んでいるところ。また振動を起こしているような、そういうところを優先に今回4カ所から2カ所に絞らせていただいて今年度施工していくこととなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。引き続きもう一度ご質問をさせていただきます。24ページ。失礼いたしました。24ページの可燃ごみ置場設置工事ということで、フェンス三方に設置されるということなんですけれども、このフェンスの土台の部分についてはへりがある、例えば鉄板のところから仕切りといいますか直接水路側にごみが落ちたりしないような囲いになるのか、それともポールだけ立てて中がスカスカで、鉄板のところの段差がないとか、そういう状況なのかというところについてフェンスの立て方によってごみが直接水路に落ちるんじゃないかというところも少し感じたので、そのあたりについ

ての構想が今の段階であればもう少し詳しく教えていただきたいです。

続きまして27ページ、28ページですね。自主防災事業費、こちらのコミュニティ助成事業交付金ということで、こちら諸収入でございますがコミュニティ助成事業の実施主といえますか交付先について教えていただけたらと思います。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

フェンスの土台の関係ですね。道路よりも向こう岸のほうが少し下がっておりますので12センチ棚上げをします。それで平行にしましてなるべく隙間のないようにというふうに施工したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

交付先ということですので馬島自主防災会になると思うんですが、よろしかったでしょうか。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

鈴木康友議員、3回目です。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。済みません、質問の仕方が悪かったですね。27ページ28ページのコミュニティ助成事業の大治町からの交付先の馬島は理解できたんですが、実施団体元といえますか、どこから特定財源として諸収入いただいているのかというところの事業主を教えていただきたかったのと、もう一つ再質問になるんですが24ページ、ごみ置場の設置工事で、済みません、こちら道路とのへり面のところの高さのレベルを合わせるといふうには伺ったんですが三方のフェンスの部分。水路側のところに対して仕切りとかその鉄板部分が水路側に直接面する部分のところ段差があったりとか仕切りがあったりするのかなっていうところが伺いたかったので、道路側と鉄板側、可燃ごみ置場との土台のレベルを聞いたんじゃないくて、その他の奥側とか横側ですね、フェンスとの境目とかそのあたりについてごみが直接、鉄板がフラットだったら転げ落ちていくのかなとかいうのがあったので教えていただけたらということです。以上です。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

コミュニティ助成事業の関係です。補助先なんですが一般財団法人自治総合センターからの助成事業になります。以上です。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

先ほど土台を12センチ上げるというものですが、それは道路に対して向こう側を12センチ上げますので、道路とフェンスですね。その隙間くらいしかあかないというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

産業環境課長、鉄板とそれの間っていうのは隙間があるかどうかっていうことで。そ

れほどあかないと。鉄板と網があってその間から転げ落ちるんじゃないかということだよね。

[発言する者あり]

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

1 番池田議員。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。21ページ、22ページの子どもの居場所づくり事業について。説明があったかと思いますがはじめに確認をさせてください。子どもの居場所づくり事業で利用の低学年の児童が多いために、現在の職員さん手薄になるため職員を1名増員をする。その財源として7、8ページだったかな、長期利用の定員を20人から30人に増員をして、その利用費というか負担金を充てるという理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

そのとおりでございます。

○1 番（池田耕介君）

そうすると、7、8ページの補正額22万と上がっていると思いますが、これは定員が20人から30人に増える10人分で22万円、単純計算で月の利用の額が2万2000円という理解でよろしいかと。あともう一つ、夏休みに長期利用で利用する方を募集するというのは西小校区になりますね。西小校区の子に対して改めて夏休みの長期利用を希望する方を聞くという認識でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

はい、歳入につきましては10人分の増額としております。今回、居場所づくり事業は西小校区のほうで実施というふうに要綱を定めておりますので、西小校区の今回学童に入れなかったお子様を対象に再度このこちらの居場所づくりの案内をして利用を促していくことになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

池田議員、3回目です。

○1 番（池田耕介君）

そうすると、これまでに利用していなかったほうが夏休みの長期休暇で利用することになると思うんですけども、例えば実際に利用してそこで友達ができたり、魅力に触れたりとかで夏休み以降も利用したいという子がもしできた場合に、定員がまた20人に戻るから利用できないよとなるのか、そこの枠自体を広げるのか、またそれにあたって今回の現状低学年の子を増やしてっていうことでしたが、もしその定員の枠が増えるのであればまた新たに人手が足りなくなるのか、そのあたりも教えていただきたいです。



○子育て支援課長（古布真弓君）

今回ですね、夏休みのみの長期休暇の利用で受付を実施しております。例年におきましては、夏休み以降利用者が若干減ってくるという傾向がございますので、今回定員を30名にするのは長期休暇のみの対応となります。職員におきましては、長期休暇は多世代交流センターで行いますので30名の受け入れが可能です。平常時はコミュニティセンターで曜日によりまして1階・2階それぞれ曜日によって使い分けをしておりますので20名の御利用者様で続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第2、議案第27号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。附則の4ページの新設された13項ですね、それについてお聞きします。「同号に規定する市町村の条例で定める割合は七分の六とする」とあります。この7分の6ですが、7分の1減額として課税額を7分の6とするのか、7分の6減額して課税額を7分の1とするのかどちらなのでしょう。他にも同様のことだと思いますが。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

課税標準額こちらを7分の6にするというものでございます。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第3、議案第28号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用ということで地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引き上げということになるんだと思いますが、これの影響はどのようなものになるのか教えていただきたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

影響額でございます。課税限度額を上げることに対しましては超過世帯が8世帯減ることになります。税額としては約60万円増えることになります。軽減額につきましては、5割世帯が6世帯増えます。また2割軽減世帯というのが8世帯増えます。軽減としては約36万円減ることになります。あくまでも6年の4月1日現在の試算ということで出ておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。新旧対照表の8ページのところですが、課税額と国民健康保険税の減額これが改正されるわけですが、課税限度額のほうは地方税法703条の4で規定されています。国民健康保険税の減額、2割軽減5割軽減のほうですね、は地方税法703条の5で規定されております。ちょっとそれぞれ規定されている内容が違うと思うんですが、そこら辺の違いを御説明ください。

あとですね、課税の賦課期日ですね、これ条例で規定してあるんですが、4月1日で間違いがないのか、この2点まずお聞きいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

課税額につきましては、その年に賦課する上限を定めております。軽減につきましてはその軽減額が課税限度額以上にならないように規定しているものでございますので、違いはそこでございます。あと、賦課期日も4月1日ということにつきましては、条例のほうで定めております4月1日が賦課期日と定めております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

いまちょっと賦課期日は4月1日間違いないと。地方税法での扱いですね、課税限度額を超えることが出来ない。限度額を示しているんですが、ただこれは市町村によってそこまで持ってこない、それをこえちゃいけない額なんです。市町村が条例で決めなければ確定しない。だから今回改定しなければ前のままだと。ただ軽減額のほうは基準に従いということですから、国が基準を決めてそのとおりやらなければならない。そこ

に違いがある。だから、課税限度額のほうは市町村の裁量がある。軽減のほうは市町村の裁量がない。この違いがあるわけです。で、賦課日、期日ですね4月1日ということで、例年いつも6月議会で条例改正やるんですが、やっぱり賦課期日が4月1日であること、またですね4月に臨時会をやっております。そのときに地方税法の改正などもやっている。ですから当然少なくとも4月の臨時会をやったときに条例改正を提案すべきもので、どちらでもいいというものではない。だから6月でやるというものではない。市町村がきちっと決めなきゃいけない。なんです。課税限度額は、ですからいろんなやり方があると思いますが、少なくとも4月に臨時会をやったらそのときに提案すべきことであって、6月に出すことではないと僕は考えますがどうでしょうか。

またですねもう1点。これはちょっと概要、資料のほうがわかりやすいんですが、今回「高齢者支援金等課税額」ということを2万円増額しております。基礎課税額は変わっていません。基礎課税額後期高齢者支援金等税額、対象者は同じなんですね。介護納付金課税これは課税対象が違うんですからわかるんですが、なぜ基礎課税額のほうは変えなくて後期高齢者支援金等課税額を変えたのか。またここに「等」とありますが、「等」というのはどういうのを想定して「等」なのでしょう。以上お聞きします。

○議長（松本英隆君）

吉原さん、最初のやつは6月じゃなしに4月にやりなさいという要望ということですか。

○11番（吉原経夫君）

なぜやらなかったのか。やらないかんのに。

○議長（松本英隆君）

やらなあかんというのはどうなの。

○11番（吉原経夫君）

市町村が決めなきゃいけないんです。市町村に裁量があることなんで。

○議長（松本英隆君）

6月にやるのは間違っているってことですか。

○11番（吉原経夫君）

少なくとも4月にやるのが正しいやり方じゃないかと。

○議長（松本英隆君）

6月にやったやつをなぜ4月にやらないかという質問だそうです。

あかんということね。6月にやったら。という質問だそうです。

○保険医療課長（水野克哉君）

条例改正の時期でございますが、議案説明のときにも福祉部長のほうから説明させていただきました。昨年度の条例改正のときにも御質問をいただきながら今年度1年間かけて行政のほうで調査研究をしております。そんな中でまだ今のやり方というのが市町

村の裁量だということもございますので、それをさらに4月に持っていくというところの調査研究をまだ引き続き行って、議会側のほうにも報告しながら進めていくという説明をさせていただいておりますのでご理解いただければと思います。

後期高齢の分だけを上限を上げたというものについては、こちらも国のほうで試算をしております。そのような中でもまだこれから団塊の世代が多く増加してまいりますので、その構造のところでおおむねこの超過世帯が、社会保険といった被用者保険とのバランスを考慮して1.5%に近づくようなところで調整がされています。ということで後期分だけを触ったということでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

臨時議会か定例議会かということで少し答弁させていただきます。我々行政の立場として考えるのは、議案を出す際には議員の皆様には十分な審議をしていただくというスタンスを考えております。その中で専決なのか、臨時なのか、定例なのかという考え方があります。専決というのは議会審議を経ませんのでどうしても期日に間に合わずに改正しなければいけないもの、議会を開くいとまがない場合、こういったところで今回も税条例をさわらせていただきました。ただその内容についてはどうしても間に合わない部分だけの改正とさせていただいております。また今回4月の臨時議会をお願いしたのは減税の関係でございます。これは6月から減税をしていかなければならないという中でシステム改修等々、周知期間もありますので6月の定例議会では間に合わないということで4月の臨時をお願いしたものでございます。今回国保の条例につきましては、専決する必要もございませんし、臨時で慌ててやる必要もないということで定例で上げさせていただいたと、そういうふうにご理解いただければと思います。以上です。

○議長（松本英隆君）

先ほどの「等」というのは何が含まれていたのかという質問がありましたけれども、  
暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員、行政のほうから改めて回答のほう吉原さんにしてもらいます。

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第29号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。保育士の配置基準の見直しに伴う条例改正ですが、人数的に20人を15人、30人を25人に改めておりますが、保育所なんかだと猶予期間とかあるんですが、これ猶予期間がないですね。そのかわり「おおむね」という表現になっているんですが、「おおむね」ということはどれくらいの幅なのか。ちょっと猶予期間のことと「おおむね」のその2点をお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在町内にある小規模保育事業所では1・2歳児のみの受け入れを行っておりまして、今後も3歳以上を受け入れる予定は今のところございませんので経過措置は設けておりません。あと、小規模の事業所におきましては基本的には保育所の配置基準プラス1名という基準がございますので、そちらに従って配置していただくものになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会